

## 三陸復興国立公園における法面緑化

日 當 正 樹 (森林部門)

三陸復興国立公園は、1955（昭和30）年に陸中海岸国立公園として指定されたのち、2011（平成23）年に発生した東日本大震災からの復興及び被災の伝承を目的として、2013（平成25）年に青森県種差海岸階上岳県立公園及び八戸市鮫町蕪島の2地区を編入し、現名称に改められ創設された。

国立公園等の自然公園に関しては、2002（平成14）年及び2010（平成22）年の自然公園法改正によって、自然公園における生物多様性の確保が、国及び地方公共団体の責務として法的に明確に位置付けられるとともに、法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加された。また、2005（平成17）年に外来生物法が施行され、従来法面緑化に使われてきた外来緑化植物の一部が、適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）にリストアップされている。

このような背景を踏まえ、国土技術政策総合研究所は2013（平成25）年に「地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工の手引き」（以下、「手引き」とする）をとりまとめた。また、環境省は、2015（平成27）年に生態系のレベル・種のレベル・遺伝子のレベルでの生物多様性に配慮することを新たに取り入れた、「自然公園における法面緑化指針」を策定。いずれも、自然公園内の法面緑化を検討する際の基準となっているが、具体的な緑化工として、「表土利用工」、「自然侵入促進工」、「地域性種苗利用工」の3工法が挙げられている。各工法の概要は次の通り。

「表土利用工」：森林表土に含まれる埋土種子を活用した工法。早期緑化に適する。表土をあらかじめ

採取し、利用するまで保管する場所を必要とする。

「自然侵入促進工」：風や鳥散布等による飛来種子を捕捉し緑化する工法。飛来種子が期待できる植物群落が隣接している場合に適する。緑化に多少の時間がかかる。

「地域性種苗利用工」：採取した種子や、その種子から育苗した苗木を用いて緑化する工法。採取した種子の保管や、苗木の育成期間と施工時期の調整が必要。早期緑化に適する。

手引きでは、全国の施工事例を紹介しているが、表土利用工と自然侵入促進工が多く、地域性種苗利用工が少ない。これは、実際に誰が種子を採取し、保管するのか、といった問題や、採取から利用まで計画的に進めることが難しいことが課題として考えられる。岩手県においても、自然侵入促進工の施工例が比較的多い印象ではあるが、注意しなければならない点は、自然侵入促進工は緑化に時間がかかるため、長期間侵食に耐えうる工種を選定すること（特にマサ土は要注意）、可能な限り自然侵入が容易とされる勾配（1：1.4より緩勾配）に計画すること、であるが、現実には外来草本を用いる早期緑化と同じ標準のり面勾配で計画されることも多い。海岸沿いであれば、さらに強風等の条件も加わる。厳しい条件を踏まえて、生態系保全に配慮しつつ、いかに経済的な工法を選定できるかが現場に携わる技術者の課題であり、この課題解決に少しでも貢献していきたい。